

○鎌倉市議会請願又は陳情の趣旨説明の実施に関する要綱

令和3年2月18日議会告示第5号

鎌倉市議会請願又は陳情の趣旨説明の実施に関する要綱を次のように定める。

鎌倉市議会請願又は陳情の趣旨説明の実施に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鎌倉市議会基本条例（平成26年12月条例第25号）第6条第6項の規定に基づき実施する請願又は陳情の趣旨説明について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨説明の定義)

**第2条** この要綱における趣旨説明とは、請願又は陳情が付託された委員会において、第5条第1項に規定する説明者が、願意に関する説明及び請願又は陳情を提出した者（以下「提出者」という。）の意見を述べることをいう。

(趣旨説明の実施)

**第3条** 趣旨説明は、委員会の開会中に行う。

(趣旨説明の申出及び申出書の提出)

**第4条** 提出者は、趣旨説明を行うことを希望するときは、請願又は陳情の提出時に議長に申し出ることとする。

2 前項の申出を行った者は、当該請願又は陳情が付託された委員会の開会前までに、提出者の記名押印又は署名のある趣旨説明申出書（第1号様式）を議長に提出しなければならない。

3 第1項の申出を行った者が、趣旨説明を取りやめようとするときは、当該請願又は陳情が付託された委員会の開会前までに、その旨を口頭又は書面により議長に申し出なければならない。ただし、事故等やむを得ない事情により、当該請願又は陳情の審査を行う際に趣旨説明ができないときは、委員長の判断により、趣旨説明を実施しないこととする。

(趣旨説明を行う者)

**第5条** 趣旨説明を行う者（以下「説明者」という。）は、原則として提出者とする。

2 前項の規定にかかわらず、提出者の記名押印又は署名のある委任状（第2号様式）の提出があったときは、次の各号いずれかに該当する者に趣旨説明を委任することができる。

(1) 当該請願又は陳情が、法人格を持つ団体又は任意の団体の代表者から提出されたものであるときは、当該団体に所属する者

(2) 当該請願又は陳情の署名簿に署名した者

3 前2項の規定にかかわらず、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（平成31年3月条例第32号）の趣旨に鑑み、合理的配慮が必要であり、かつ代理者による説明が特に必要であることについて書面による申出があった場合、当該請願又は陳情が付託された委員会がその必要性を認めるときは、代理者が趣旨説明を行うことができる。

4 説明者は、請願又は陳情1件につき1人とする。

(説明時間)

**第6条** 趣旨説明の時間は、請願又は陳情1件につき10分以内とする。ただし、同一内容又は同一趣旨の請願又は陳情が複数提出され、かつ委員会に付託された場合において、複数の提出者から趣旨説明の申出があったときは、当該請願又は陳情が付託された委員会の決定により、10分以内で複数人に趣旨説明を行わせることができる。

(説明者の発言)

**第7条** 説明者が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 説明者の発言は、第2条に規定する趣旨説明の範囲を超えてはならない。

3 説明者は、個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、議員、個人、団体等への誹謗中傷や、名誉を棄損する発言を行ってはならない。

4 説明者の発言が第2項に規定する趣旨説明の範囲を超えたとき、又は前項に規定する発言があったときは、委員長は、説明者の発言を制止し、又は退席させることができる。

(発言の取消し及び訂正)

**第8条** 説明者から、委員会における発言を取消し又は訂正したい旨の申出があったときは、その会期中に限り、委員長において取消し又は訂正を認めるものとする。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

2 前項の申出があったとき、委員長は委員会に報告するものとする。

(説明者に対する質疑)

**第9条** 趣旨説明が終了した後、委員は、説明者に対して質疑を行うことができる。

2 説明者は、委員に対して質疑を行うことはできない。

(説明者の氏名の会議録記載)

**第10条** 鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）第24条第1項に規定する会議録において説明者の発言内容を記載するときは、その氏名を記載するものとする。

(その他の事項)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、請願又は陳情の趣旨説明に関し必要な事項については、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

#### 付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(第1号様式)

## 趣旨説明申出書

年 月 日

鎌倉市議会議長 様

申出者 住所 \_\_\_\_\_  
(請願・陳情提出者)

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(自署した場合は、押印を省略できます。)

請願・陳情 第 号

「

」について、

付託された委員会において趣旨説明を行いたいため、鎌倉市議会請願又は陳情の趣旨説明の実施に関する要綱第4条第2項の規定に基づき、趣旨説明申出書を提出します。

なお、趣旨説明に当たっては、同要綱第7条各項に規定する内容を十分に理解した上で発言を行います。

(第2号様式)

## 委任状

年 月 日

鎌倉市議会議長 様

委任者 住所 \_\_\_\_\_  
(請願・陳情提出者)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(自署した場合は、押印を省略できます。)

請願・陳情 第 号

「

」について、

付託された委員会において行う趣旨説明を、鎌倉市議会請願又は陳情の趣旨説明の実施に関する要綱第5条第2項の規定に基づき、次の者に委任します。

なお、受任者に対しては、同要綱第7条各項に規定する内容を十分に理解した上で発言を行う旨、申し伝えます。

受任者 住所 \_\_\_\_\_  
(発言者)

氏名 \_\_\_\_\_

(鎌倉市議会請願又は陳情の趣旨説明の実施に関する要綱第5条第2項第1号の規定に基づき委任する場合は、役職名も記載してください。)